

答申第1号

答 申

第1 審査会の結論

本件不服申立ての対象となった公文書のうち、下記のとおり審査会が公開と判断した部分については、公開すべきである。

- 1 奨学生選考委員会委員（H15～H20）のうち、委員の住所及び自宅の電話番号を除く部分
- 2 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料のうち、本人の状況の欄の性別、年齢及び学年、家族の状況の欄の保護者続柄（父、母等のみ）並びに判定の欄の部分
- 3 平成16年度～平成20年度伊勢市奨学生選考委員会記録のうち、審議内容における発言者の職・氏名（事務局職員である者及び議事進行部分に当たる委員長の職・氏名を除く。）及び奨学生候補者等の個人情報に当たる部分を除く部分
- 4 伊勢市奨学生不採用者（H18～H20）のうち、学年及び判定理由の欄の部分
- 5 伊勢市奨学生採用候補者名簿（H20）のうち、学年の欄の部分

第2 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成20年7月9日付けで伊勢市情報公開条例（平成17年11月1日伊勢市条例第19号。以下「条例」という。）に基づき行った「伊勢市の奨学金の書類一式（全て）直近10年」の公開請求に対し、伊勢市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年7月23日付けで行った情報部分公開決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるといものである。

第3 本件対象公文書について

本件不服申立ての対象となっている公文書は、別紙1「本件対象公文書」に記載したとおりである。

第4 実施機関の部分公開理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次に掲げる理由により、本決定が妥当といものである。

- ・ 条例第9条第1号及び第8号に該当

本件公文書（非公開部分）には、特定の個人の氏名等が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものであるため、非公開が妥当である。

また、奨学生選考委員会の民間委員の氏名及び連絡先、奨学生選考委員会記録等非公開とした情報を公開することにより、委員への事前の働き掛け又は選考後の苦情の申入等が生じるおそれが考えられ、結果、委員の率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれ等があるため、非公開が妥当である。

第5 不服申立て理由

不服申立人の主張を総合すると、次に掲げる理由から実施機関の本決定は条例の解釈運用を誤っているというものである。

- ・行政の透明性の確保及び市民への説明責任を果たす観点から、実施機関が非公開とした部分は公開すべきである。また、実施機関が非公開とした理由の中で、公開することにより奨学生選考委員会委員の意見の交換等が不当に損なわれるおそれ等があるとしているが、その可能性は低く認めがたいものである。
- ・上記観点から、伊勢市奨学生選考委員会委員について、民間人であっても委員の職にある者については、氏名、役職等を開示すべきである。

第6 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を保障するとともに、市民の市政への参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を推進するというものである。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民全体の利益を害することのないよう原則公開の例外として限定列挙した非公開事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して以下のように判断する。

2 非公開部分について

(1) 奨学生選考委員会委員（H15～H20）について

条例第9条第1号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守るという観点から、個人のプライバシーを保護するため非公開情報としているが、同号のただし書において、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報は非公開情報から除くとしている。

これは、市が行う行政活動の状況を明らかにし、市民に説明する責務がまっとうされるようにするため公開情報としているものであり、この規定の趣旨から、公務員の氏名についても、賞罰の情報等当該公務員の個人の情報といえるものを除き、職務の遂行に係る情報として記載されている場合は、職に関する情報と同様に公開すべきであると判断する。

伊勢市奨学生選考委員会は、地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関であり、当該委員会委員は、特別職の地方公務員であるため、委員個人の情報といえる住所及び自宅の電話番号を除き、委員の氏名及び連絡先は公開すべきであると判断する。

(2) 伊勢市育英基金出資者及び現在高表について

実施機関が非公開とした部分は、育英基金出資者が個人である当該個人の氏名を非公開としたものであり、条例第9条第1号に定めている個人に関する情報で特定の個人が識別されるものと認められるため、実施機関の決定は妥当である。

(3) 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料について

実施機関が非公開とした根拠は、条例第9条第1号に定めている個人に関する情報で特定の個人が識別されるものと認められるとしたものであるが、平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料の表中のすべての情報が非公開とされている。情報公開制度の考え方は、公開を原則としており、公開対象の情報の中で個人情報等公開することにより支障が生じる情報のみを非公開としているものとする。

この考え方から、表中の、本人の状況の欄の性別、年齢及び学年、家族の状況の欄の保護者続柄（父、母等のみ）及び判定の欄については、これらを公開することにより、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものとは認められないため、公開すべきであると判断する。

(4) 平成16年度～平成20年度伊勢市奨学生選考委員会記録について

まず、出席者又は参加者の委員名の非公開部分並びに委員長及び副委員長の氏名欄については、「(1) 奨学生選考委員会委員（H15～H20）について」で判断した考え方により公開すべきであると判断する。

次に、審議内容の部分であるが、奨学生候補者等の情報で条例第9条第1号に定める個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報について、非公開とした判断は妥当であると判断する。しかしながら、審議内容の多くの部分を非公開とした決定については、適当でないと判断する。

情報公開制度は、市民の知る権利を保障するとともに行政の説明責任を果たし、もって公正で開かれた行政を推進することを目的としており、この目的から、公文書の公開を原則とし、そのうち条例第9条に列記した部分のみを非公開としているものである。実施機関は、非公開とした理由について、条例第9条第8号に該当し、「委員への事前の働き掛け又は選考後の苦情の申入等が生じるおそれが考えられ、結果、委員の率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれ等があるため」として審議内容の多くの部分を非公開としているが、制度の目的として市民の知る権利と行政の説明責任を果たす責務が行政にはあり、このため、原則公開を前提として公開・非公開の決定はされなければならない、この点から当審査会が判断するに、実施機関がいう事情を考慮したとしても、委員名は非公開とできるものの委員の発言内容は公開すべきものと判断する。

なお、委員名を非公開とするに当たり、事務局職員である者及び議事進行部分に当たる委員長の職・氏名については、公開すべきであると判断する。

(5) 伊勢市奨学生不採用者（H18～H20）について

(3) 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料についてと同様の考え方により、伊勢市奨学生不採用者の表中、学年及び判定理由の欄については、公開すべきであると判断する。

(6) 伊勢市奨学生採用候補者名簿（H20）について

(3) 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料についてと同様の考え方により、伊勢市奨学生採用候補者名簿の表中、学年の欄については、公開すべきであると判断する。

3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 8月28日	諮問書受理
平成20年 8月28日	実施機関に対して部分公開理由説明書の提出依頼
平成20年 9月11日	部分公開理由説明書の受理
平成20年 9月25日	不服申立人に対して部分公開理由説明書（写）の送付、意見書の提出依頼及び口頭陳述の希望の有無の確認
平成20年 9月29日	意見書の受理
平成20年10月10日	書面審理 実施機関の部分公開理由の聴取 不服申立人の口頭意見陳述
平成20年10月24日	審議
平成20年11月14日	審議、答申

別紙 1

「本件対象公文書」

- (1) 平成20年度伊勢市奨学生選考委員会事項書
 - ・奨学生選考委員会委員（H15～H20）
 - ・奨学生・奨学金経緯
 - ・伊勢市育英基金出資者及び現在高表
 - ・奨学生選考基準（改正前と改正後）
 - ・平成20年度伊勢市奨学生選考委員会資料（項目の確認の1ページのみ）
- (2) 平成16年度～平成20年度伊勢市奨学生選考委員会記録
- (3) 平成18年度～平成20年度伊勢市奨学生選考資料
 - ・伊勢市奨学生不採用者（H18～H20）
 - ・伊勢市奨学生採用候補者名簿（H20）

伊勢市情報公開審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	山 田 やす子	皇學館大学教授
会長職務代理者	濱 田 秀 也	弁護士
委 員	富 永 健	皇學館大学教授
委 員	小 寺 留 男	伊勢市総連合自治会長
委 員	河 野 英 子	人権擁護委員